

て、決定的な證據である。

われわれは、中國人捕虜に對する日本陸軍の態度について、すでに述べた。日本政府は、この「尊厳」を戦争とは認めていなかったから、戦争法はこの戦いには適用されないこと、捕えられた中國人は、捕虜の身分と權利を與えらるる資格がないと主張された。東條はこの恐るべき態度を知っており、しかもそれに反對しなかつた。

動かざる捕虜は食うべからずという指令について、かれは責任がある。病人や負傷者がむりやりに殺されたたり、その結果として苦痛と死亡を生じたりするようになったのは、大部分において、東條がこの指令の實行をくり返し主張したためであるというところを、われわれはすこしも疑わない。

捕虜の虐待が外國に知られるのを防ぐためにとられた措置については、われわれはすでに充分に述べた。これらの措置に對して、東條は責任がある。

本裁判所は、訴因第五十四について、東條を有罪と判定する。われわれは、訴因第五十五については、いかなる判定も下さない。